〇宇多津町公害防止条例
昭和49年12月27日条例第41号
宇多津町公害防止条例

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止が極めて重要であることに鑑み、事業者及び町の公害防止に関する責務を明らかにし、並びにその施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の推進をはかり、もって住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振興、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
２　この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭をいう。
３　この条例において「工場等」とは、ばい煙等を発生又は排出するおそれがある工場・事業場等であって規則で定めるものをいう。
４　この条例において「指定施設」とは、工場等に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、又は排出する施設であって規則で定めるものをいう。
５　この条例において「規制基準」とは、ばい煙等の許容限度（構造並びに使用及び管理に関する基準を含む。以下同じ。）をいう。
第２章　公害の防止に関する責務
（事業者の責務）
第３条　事業者は、その事業活動によって生ずるばい煙等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
２　事業者は、公害の防止に関する法令（以下「法令」という。）、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第１号。以下「県条例」という。）及びこの条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大の努力をすることを怠ってはならない。
３　事業者は、工場等の敷地内において緑化をはかる等環境の整備に努めなければならない。
（町の責務）
第４条　町は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、及び県の施策に準じて施策を講ずるとともに、町の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（住民の責務）
第５条　住民は、生活環境を保全するため、常に公害を発生させることのないよう努めるとともに、町が実施する公害に関する施策に協力する等公害防止に寄与するよう努めなければならない。
第３章　公害の防止に関する町の施策
（自然環境の保護）
第６条　町は公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。
（地域開発等における公害の防止）
第７条　町は、都市の開発、企業の誘致等地域の開発及び整備に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。
（土地の合理的な利用の調整等）
第８条　町は、公害を防止するため、土地の合理的な利用の調整をはかるとともに、緩衝地帯及び下水道その他の公共施設の整備を推進しなければならない。
（監視、測定等の体制の整備）
第９条　町は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
（測定結果の公表）
第10条　町は、大気の汚染、公共用水域の水質の汚濁等の状況を公表しなければならない。
（事業者に対する援助）
第11条　町は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善等について必要な資金あっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。
（苦情の処理）
第12条　町は、公害に係る苦情について住民の相談に応じ、関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めなければならない。
（他の地方公共団体との協力）
第13条　町は、公害の防止をはかるため、必要と認めるときは、他の地方公共団体の協力を求め又は他の地方公

共団体の協力の求めに応じなければならない。
第４章　規制措置
（規制基準の設定）
第14条　町長は、公害を防止するため、法令及び県条例で定めるものを除き、ばい煙等の規制基準を規則で定めるものとする。
２　町長は、前項の規定により、規制基準を定めようとするときは、宇多津町環境審議会の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。
（規制基準の遵守義務）
第15条　指定施設又は工場等において、ばい煙等を発生し、又は排出するものは、規制基準を遵守しなければならない。
２　前項の規定は、一の施設又は工場・事業場が指定施設又は工場等となった際現にその施設又は工場・事業場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設又は工場・事業場等において発生し、又は排出されるばい煙等については、当該施設又は工場・事業場等が指定施設又は工場等となった日から６月間は、適用しない。
（工場等の設置の届出等）
第16条　工場等を設置しようとする者は、その設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　工場等の名称及び所在地
（３）　業種及び営業内容
（４）　敷地及び建物並びに施設の状況
（５）　資本金及び従業員数
（６）　公害の発生のおそれがある施設の構造及び配置
（７）　公害防止対策
（８）　その他規則で定める事項
２　一の工場・事業場等が工場等になった際現にその工場・事業場を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該工場・事業場等が工場等となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。
３　前２項の規定による届出をした者は、その届出に係る第１項第１号、第２号、第３号及び第５号に掲げる事項を変更したとき、又は工場等を廃止したときは、その日から30日以内に、また、同項第４号、第６号及び第７号に掲げる事項を変更しようとするときは、その設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。
（指定施設の設置の届出等）
第17条　工場等に指定施設を設置しようとする者は、その設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事項にあわせて、次の事項を町長に届け出なければならない。
（１）　指定施設の種類及び種類ごとの数
（２）　指定施設の構造
（３）　指定施設の使用の方法
（４）　ばい煙等の防止の方法
（５）　その他規則で定める事項
２　一の施設が指定施設になった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事項にあわせて、前項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。
３　前２項による届出をした者は、その届出に係る第１項第１号から第４号に掲げる事項を変更しようとするときは、その工事の開始の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

（勧告）
第18条　町長は、この条例に定める規制基準を超えてばい煙等を発生し、又は排出している場合及び発生又は排出するおそれがある場合は、当該事業者に対し、施設の改善若しくは防止設備の設置又は処理方法の改善等について、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（措置命令）
第19条　町長は、前条による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を講じないときは、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。
（措置の届出）
第20条　前２条の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置を講じたときは、速やかに町長に届け出て、その確認を受けなければならない。
（事故時の措置）
第21条　工場等を設置している者は、事故により、被害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、その旨を町長に届け出て、その確認を受けなければならない。
（指導）

第22条　町長は、法令、県条例及びこの条例の規制を受けないばい煙等により、被害が発生し又は発生するおそれがあると認めるときは、当該被害に係るばい煙等を発生し、又は排出する者に対し、公害の防止について必要かつ適切な指導を行うことができる。
第５章　削除
第23条から第29条まで　削除
第６章　公害防止協定
（公害防止協定の締結）
第30条　町長は、工場等の規模、業態の特殊性等を考慮して、公害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、公害防止協定（以下「協定」という。）を締結するよう申し入れなければならない。
２　事業者は、町長から前項の規定による協定の締結の申し入れがあったときは、これに応じなければならない。
第７章　雑則
（報告及び立入検査）
第31条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
（県への措置要請）
第32条　町長は、法令及び県条例に定める施設から、発生し、又は廃出するばい煙等により被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、県に対し、法令及び県条例の規定による措置をとるべきことを要請することができる。
（規則への委任）
第33条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。
第８章　罰則
第34条　第19条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
第35条　次の各号の一に該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第16条及び第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第31条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

２　第20条及び第21条による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、１万円以下の罰金に処する。
第36条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
附則
（施行期日）
この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第１章、第２章、第３章、第５章、及び第６章は公布の日から施行する。（昭和50年４月規則第11号で、同50年４月１日から施行）
附則（平成23年12月16日条例第20号抄）
（施行期日）
第１条　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第２条　この条例の施行の際現に附則第３条の規定による改正前の宇多津町公害防止条例（昭和49年条例第41号）第25条第２項の規定により宇多津町公害対策審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、第３条第２項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、第４条の規定にかかわらず平成25年６月２日までとする。